

性風俗関連特殊営業【届出営業】

■ 営業種別

[店舗型性風俗特殊営業]

1号営業…	ソーブランド
2号営業…	ファッションヘルス
3号営業…	ストリップ劇場・個室ビデオ等
4号営業…	ラブホテル・モーテル等
5号営業…	アダルトショップ
6号営業…	出会い系喫茶

[映像送信型性風俗特殊営業]

インターネット等を利用したアダルト画像の送信を行う営業

[店舗型電話異性紹介営業]

テレホンクラブ

[無店舗型電話異性紹介営業]

ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル等

■ 営業地域の規制

○店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業が禁止される区域・地域及び広告又は宣伝を制限する区域・地域

営業種別		区域	地域	
1号営業		次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域 ○学校 ○図書館 ○児童福祉施設（児童遊園含む）、 ○専修学校、 ○博物館、 ○病院、 ○診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、 ○助産所（妊婦等の入所施設を有するもの）、 ○都市公園	県下全域	
2号営業			商業地域以外の地域	
3号営業			県下全域	
4号営業	モーテル営業			[営業が禁止される地域] 近隣商業地域及び商業地域以外の地域
	上記以外			[広告又は宣伝が制限される地域] 第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域
5号営業				商業地域以外の地域
6号営業		県下全域		
店舗型電話異性紹介営業	上記施設に「公民館」を加える。	商業地域以外の地域		

○無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝が制限される区域・地域

営業種別	区域	地域
1号営業	区域の指定なし	県下全域
2号営業		商業地域以外の地域
映像送信型性風俗特殊営業		
無店舗型電話異性紹介営業		

○無店舗型性風俗特殊営業（1号営業 デリバリーヘルス）に係る受付所営業は、県下全域で禁止されている。

■ 営業時間の制限

○店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業

1号営業	午前0時から午前6時まで
2号営業	
3号営業	
4号営業	制限なし
5号営業	午前0時から午前6時まで
6号営業	
店舗型電話異性紹介営業	

○無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業

1号営業	制限なし
2号営業	
映像送信型性風俗特殊営業	
無店舗型電話異性紹介営業	

○無店舗型性風俗特殊営業（1号営業 デリバリーヘルス）に係る受付所営業

受付所営業	午前0時から午前6時まで	（既得権）
-------	--------------	-------

■ 届出書・添付書類等

営業を営もうとする場合の届出に当たっては、次の書類をそれぞれ1通提出してください。

1 映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業の場合

- 営業開始届出書
- 営業の方法を記載した書類
- 営業の本拠となる事務所（以下「事務所」という。）の賃貸借契約書、建物に係る登記事項証明書及び使用承諾書等
- 個人の場合は、本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

2 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の場合

- 上記1に掲げる書類（ただし、「事務所」に関するものは、「営業所」に関するものとする。）
- 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図
- 営業所における業務の実施を統括管理する者に係る本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

3 無店舗型性風俗特殊営業の場合

- 営業開始届出書
- 営業の方法を記載した書類

○ 事務所に係る賃貸借契約書、建物に係る登記事項証明書及び使用承諾書等

○ デリバリーヘルスの場合

○ 事務所の平面図

○ 待機所の賃貸借契約書（使用承諾書）及び登記事項証明書等

○ 待機所の平面図及び周囲の略図

※山梨県内においては、新たに受付所営業を営むことはできません。

○ 個人の場合は、本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

○ 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

■ 性風俗関連特殊営業届出等手数料

次の区分に応じた手数料を山梨県収入証紙により納付していただく必要があります。

区分	手数料徴収項目	手数料
店舗型性風俗特殊営業	新規営業	11,900円
店舗型電話異性紹介営業	新規営業	11,900円
無店舗型性風俗特殊営業	新規営業	3,400円
無店舗型電話異性紹介営業	新規営業	3,400円
映像送信型性風俗特殊営業	新規営業	3,400円
変更届出に係る手数料		1,500円
届出確認書再交付手数料		1,200円